

肝付町住宅取得促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町において住宅を取得し定住する者に対して、助成金を交付することにより、人口減少を抑制するとともに定住化を図り、もって活力あるまちづくりの推進と地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取得 新築又は購入をいう。
- (2) 専用住宅 専ら人の居住の用に供する住宅をいう。ただし、別荘など一時的に使用するもの、賃貸又は販売等営利を目的とするものは除く。
- (3) 併用住宅 一つの建築物に個人住宅及び店舗、事務所等の部分があり、それらが一体として利用される建築物をいう。
- (4) 新築住宅 建物登記簿の表題部の建築年月日から起算して1年を経過しない専用住宅及び併用住宅をいう。
- (5) 中古住宅 過去に居住の用に供されたことのある住宅をいう。
(新築住宅の要件を満たさない住宅を含む。)
- (6) 建売住宅 販売を目的として新たに建築された住宅をいう。
- (7) 町内建築業者等 町内に本社、持株会社若しくは営業所を有する法人、又は住所を有する個人業者をいう。
- (8) 転入者 本町内への定住、対象住宅への移住を目的とし、転入届を提出して他の市区町村等から本町に移り住むことをいう。ただし、本町から他の市区町村等へ転出届を提出し、転出後1年を経過しない再転入は、転入者とみなさない。

また、住宅取得完了までの間一時的に町内の別住所へ転入届を提出している場合には、住宅取得のための移住とし、転入者とみなす。ただし、転入日から2年を超える申請は認めない。

- (9) 子育て世帯 対象住宅に住む同一世帯に、高校生以下(申請年の4月1日現在で17歳以下)の者がいる世帯をいう。
- (10) 新婚世帯 対象住宅に住む世帯主が、住宅取得時において婚姻から3年以内でかつ子ども

もがいない世帯をいう。

(対象住宅)

第3条 第3条 対象住宅は、専用住宅および併用住宅を指し、本町内に定住することを目的として、令和元年10月1日から令和5年3月31日までの間に、次条に定める交付対象者で、住宅の表示、所有権の保存又は移転の登記が完了した住宅とする。ただし、増築、贈与又は相続により取得した住宅については対象外とする。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、対象住宅を取得した者で、当該住宅に居住している者とする。ただし、助成金の交付対象は1人につき1回、1住宅に限る。

(助成要件)

第5条 助成要件は、対象者及び対象住宅の居住者に町税等の滞納がない者とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、次の表のとおりとし、70万円を上限額とする。ただし、助成上限額が住宅取得に要した費用を超える場合は、住宅取得に要した費用の額を限度とする。この場合において、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

| 対象要件 | 助成上限額 | |
|--------------------------------|------------------|------------------|
| 町内において、新築住宅又は建売住宅を取得した場合 | 20万円 | |
| 町内において、中古住宅を取得した場合 | 10万円 | |
| 町内建築業者等と契約を交わしている場合 | 10万円を加算 (商品券) | |
| 転入者である場合 | 10万円を加算 | |
| 同一世帯に高校生以下の子どもがいる場合 (子ども加算) | 1人 | 10万円を加算 (商品券) |
| | 2人以上 | 20万円を加算 (商品券) |
| 婚姻から3年かつ子どもがいない世帯 | 10万円を加算 (商品券) | |
| 世帯責任者が一人の場合(ひとり親世帯) | 10万円を加算 | |
| 空き家バンク登録者と契約を交わした場合 | 10万円を加算 | |

2 前項の助成金の額を算出する基準日は、対象住宅に住民登録をした日又は第3条に規定する登記をした日のいずれか遅い日とする。

(助成金の申請)

第7条 助成金を受けようとする者は、前条第2項に定める日から6月以内に、肝付町住宅取得促進助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 当該住宅に居住するすべての者の住民票の写し(世帯全員分・続柄記載・発行日から1月以内のもの)
- (2) 助成対象住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書(発行日から1月以内のもの)
- (3) 当該住宅に居住する者の納税証明書等、滞納がないことを証する書類(申請日の属する年の1月1日以降に本町に転入した者で、肝付町税等が課税されていない者については、前年の市町村税等の課税基準日に住所を有していた市町村の発行したもので発行日から1月以内のもの)
- (4) 住宅取得に要した費用のわかる書類の写し
- (5) 工事請負契約書の写し(町内建築業者等と契約を交わしている)
- (6) 当該住宅に居住する世帯主の戸籍謄本もしくは婚姻届受理証明書(婚姻から3年以内で子どもがいない場合は必須)
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 助成金の申請は、1住宅につき1人限りとする。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の交付申請があったときは、助成金の交付の適否を審査し、その交付又は不交付について決定するものとする。

2 前項の規定により当該助成金の交付を決定した場合にあっては、町長はその額についても併せて決定するものとし、また適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 町長は、第1項の規定により助成金の交付又は不交付を決定したときは、肝付町住宅取得促進助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条第3項の規定による通知を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、肝付町住宅取得促進助成金交付請求書(以下「請求書」という。様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第11条 町長は、助成金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付申請をした者で当該交付申請に係る交付決定を受けた者については、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)